あわら市男女共同参画審議会委員名列

任期:平成29年6月1日から平成31年5月31日まで <50音順 敬称略>

Ţ.	区分	氏 名	性別	摘要
1	委員	油川 聡	男	企業関係者(株)金津村田製作所事務課シニアマネージャー
2	委員	大倉 秀之	男	地域の代表 特別養護老人ホーム
3	委員	加藤 由紀	女	地域の代表
4	委員	北川 恭子	女	知識経験者 前(財)21世紀職業財団 福井事務所長
5	委員	北川 邦子	女	地域の代表女性消防団、防犯隊員
6	委員	桜田 基子	女	知識経験者 坂井健康福祉センター 福祉健康増進課長
7	委員	笹原 修之	男	関係団体市男女共同参画推進市民会議委員長
8	委員	高橋浩一	男	企業関係者レンゴー㈱総務部長
9	委員:	立尾 章英	男	地域の代表地区区長会連絡協議会温泉地区副会長
10	委員	長谷川 幸子	女	関係団体市男女共同参画ネットワーク会長
11	委員	前田 洋	男	教育関係者 芦原小学校PTA会長
12	委員	丸岡 加津枝	女	地域の代表
13	委員	宗石 康子	女	地域の代表
14	委員	八木 裕之	男	教育関係者 市校長会代表(金津東小学校校長)

あわら市政策方針決定過程への女性の参画状況

1 市議会議員・行政連絡員 (H29.6.1)

区分	総数	左の内 女性の人数	女性の割合	摘要
市議会議員	18	1	5, 6%	
行政連絡員 (区長)	129	2	1.6%	

2 審議会等委員

年次	審議会等数	委員総数	左の内 女性委員数	女性の割合	前年比	30%超の 委審議会等	女性委員t ロ の審議会等	摘 要
H29.6	35	414	113	27. 3%	+2.0	12	4	
H28.6	32	392	99	25. 3%	-1. 6	11	4	·
H27.6	32	383	103	26. 9%	+0.5	12	4	
H26. 6	32	364	96	26.4%	+0.6	11	4	
H25.6	30	349	90	25.8%	+0.5	11	4	
H24.6	28	332	84	25. 3%	+2.4	11	4	
H23. 6	27	314	72	22. 9%	-1.0	8	4	
H22.6	28	330	79	23.9%	+0. 2	8	2	
H21.6	29	358	85	23. 7%	-3. 6	9	2	
H20.6	29	348	95	27. 3%	+1.4	11	3	
H19.3	31	391	102	26. 1%	-1.3	11	2	
H18.6	26	296	81	27. 4%	+1, 2	9	2	
H18.4	26	305	80	26. 2%	+1. 2	9	2	
H17.4	31	384	96	25.0%	+0.8	12	4	
H16.7	26	298	72	24. 2%	_	9	4	

3 市職員

年	区分	総数	左の内 女性の人数	女性の割合	前年比	摘 要
Н29. 4. 1	管理職(7~6級)	34	3	8.8%	0.0	総数282人(うち女性140人)
H28. 4. 1	管理職(7~6級)	34	3	8.8%	+2.5	総数272人(うち女性128人)
H27. 4. 1	管理職(7~6級)	32	2	6.3%	+3. 1	総数271人(うち女性128人)
H26. 4. 1	管理職(7~6級)	31	1	3. 2%	-3.3	総数275人(うち女性133人)
H25. 4. 1	管理職(7~6級)	31	2	6.5%	+0.2	総数275人(うち女性137人)
H24. 4. 1	管理職(7~6級)	32	2	6.3%	+1.2	総数267人(うち女性134人)
H23. 4. 1	管理職(7~6級)	39	2	5. 1%	-1.6	総数274人(うち女性133人)
H22. 4. 1	管理職(7~6級)	45	3	6. 7%	0.0	総数280人(うち女性135人)
H21.4.1	管理職(7~6級)	45	3	6. 7%	+0.4	総数287人(うち女性142人)
H20. 4. 1	管理職(7~6級)	48	3	6.3%	0.0	総数297人(うち女性149人)
H19. 4. 1	管理職(7~6級)	48	3	6.3%	+2. 2	総数314人(うち女性158人)
H18. 4. 1	管理職(7~6級)	49	2	4. 1%	+2. 1	総数343人(うち女性180人)
H17. 4. 1	管理職(8級)	50	1	2.0%		総数366人(うち女性195人)

Ć

あわら市における審議会等委員への女性登用状況表(区分毎) 目標 女性委員を30%超とする

平成29年6月1日現在

		全委	うち女性委員		審議会					
No	審議会等	真A	現委員 数®	割合 B/A	数数	説明				
I	地方自治法第180条の5に基づ く委員会及び委員	32	5	15. 6%	6	市の執行機関として、地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会及び委員。 〔教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会〕				
П	地方自治法第202条の3に基づ く委員会	256	82	32.0%	21	市の附属機関として法律、政令又は条例の定めるところにより設置され、その担当する事項 について調停、審査、審議、又は調査を行う機関。(地方自治法第202条の3)				
Ш	要綱・規程等に基づく委員会	126	26	20. 6%	8	市の付属機関として、市の要綱、規程等に基づき設置され、その担当する事項について調停、 審査、審議、又は調査を行う機関(ごみ減量等推進員、食生活改善推進員等は除く)				
	合計	414	113	27. 3%	35					

●地方自治法第180条の5に基づく委員会及び委員

		うち		うち女性委員					
No	審議会等	負A (現委員	割合 B/A	任期	期間	担当課	関係法令
,	監査委員 (市議会議員)	2	(0)	0	0.0%	4年	H27. 12. 2 - H31. 12. 1	殿本禾昌東教具	地方自治法第195条 あわら市監査委員条例
	(見識を有する者)		(0)		0.0%	4年	H27. 7. 1 - H29. 6. 30	五里安具事務的	地方日在伝第199米 めわら川監査委員条例
2	選举管理委員会	4 ((0)	0	0.0%	4年	H28. 6. 8 - H32. 6. 7	総務課 (議会事務局)	地方自治法第181条 あわら市選挙管理委員会規程
3	公平委員会	3 ((0)	1	33. 3%	4年	H28. 5. 11 - H32. 5. 10	監査委員事務局	地方公務員法第7条 あわら市公平委員会設置条例
4	固定資産評価審査委員会	3 ((0)	1	33. 3%	3年	H28. 5. 11 - H31. 5. 10	監查委員事務局	地方税法第423条 あわら市固定資産評価審査委員会条例
5	農業委員会	16 ((0)	2	12. 5%	3年	H28. 7. 1 - H31. 6. 30	農林水産課	農業委員会等に関する法律第3条 あわら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
6	教育委員会	4	(0)	1	25. 0%	4年	H26. 5. 12 - H30. 5. 11 H28. 5. 12 - H31. 5. 11 H29. 5. 12 - H33. 5. 11 H28. 5. 12 - H32. 5. 11	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条
	小計	32 ((0)	5	15.6%				

●地方自治法第202条の3に基づく委員会

	地力自行伝第202条の3に塞う	\ 女兵五				- <u></u>		
N	for =>4 ∧ htr	(うち) 全委 充て職	うち女性委員		/c.up			·
No	審議会等	員A による 委員数	現委員 数®	割合 B/(A)	任期	期間	担当課	関係法令
1	情報公開・個人情報保護審査会	5(0)	1	20.0%	2年	H28. 5. 1 - H30. 4. 30	総務課	あわら市情報公開条例
2	行政不服審査会	5(0)	1	20. 0%	2年	H28. 5. 1 - H30. 4. 30	総務課	あわら市行政不服審査会条例
3	防災会議	19 (3)	2	10. 5%	2年	H28. 7. 1 - H30. 6. 30	総務課	あわら市防災会議条例
4	男女共同参画審議会	14 (6)	7	50.0%	2年	H29. 6. 1 - H31. 5. 31	総務課 (男女共同参阿推進金)	あわら市男女共同参画推進条例
5	安全安心まちづくり委員会	14 (0)	3	21. 4%	2年	Н29. 3. 1 - Н31. 2. 28	総務課	あわら市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例第7条
6	国民健康保険運営協議会	12 (8)	3	25. 0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	市民課	国民健康保険法第11条第1項 あわら市国民健康保険条例
7	環境審議会	13 (7)	2	15. 4%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	生活環境課	環境基本法第44条 あわら市環境基本条例
8	民生委員推薦会	13 (13)	2	15. 4%	3年	H28.7.8 - H31.7.7	福祉課	民生委員法第8条第2項 あわら市民生委員推薦会規則
9	予防接種健康被害調査委員会	5 (5)	0	0.0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	健康長寿課	あわら市予防接種健康被害調査委員会条例
10	都市計画審議会	11 (7)	1	9. 1%	2年	H28. 7. 10 - H30. 7. 9	建設課	都市計画法第77条の2第1項 あわら市都市計画審議会条例
11	景観審議会	10 (5)	1	10.0%	2年	H27. 8. 1 H29. 7. 31	建設課	あわら市景観条例
12	教育支援委員会	18 (18)	12	66. 7%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	教育総務課	あわら市教育支援委員会条例
13	学校給食センター運営委員会	12 (8)	6	50.0%	2年	H29. 4. 1 - H31. 3. 31	教育総務課	あわら市学校給食センター条例
14	文化財保護委員会	8(0)	2	25. 0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	文化学習課	あわら市文化財保護条例
15	社会教育委員	13 (10)	3	23. 1%	2年	H28.4.1 - H30.3.31	文化学習課	社会教育法第15条第1項 あわら市社会教育委員設置条例
16	図書館協議会	10 (6)	7	70.0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	文化学習課	図書館法第14条第1項 あわら市図書館条例
17	少年愛護センター運営委員会	22 (22)	3	13.6%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	文化学習課	あわら市少年愛護センター規則
18	スポーツ推進審議会	15 (6)	6	40.0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	スポーツ課	スポーツ基本法第31条 あわら市スポーツ推進審議会条例
19	食育推進会議	17 (12)	10	58.8%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	健康長寿課	あわら市食育推進会議条例
20	公民館運営審議会	9 (7)	3	33. 3%	2年	H29. 4. 1 - H31. 3. 31	文化学習課	あわら市公民館条例
21	子ども・子育て会議	11 (6)	7	63. 6%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	子育て支援課	あわら市子ども・子育て会議条例
	小計	256 (149)	82	32. 0%				-

4

●要綱・規程等に基づく委員会

		うち		うち女性委員				
No	審議会等	全委 充て職 員A による 委員数	現委員	割合 B/A	任期	期間	担当課	関係法令
1	男女共同参画推進市民会議	18 (0)	9	50.0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	総務課	あわら市男女共同参画推進市民会議設置規程
2	行政改革等推進委員会	8(5)	2	25.0%	2年	H29. 1. 12 - H30. 3. 31	政策課	あわら市行政改革等推進委員会
3	老人ホーム入所判定委員会	5 (5)	0	0.0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	福祉課	あわら市老人ホーム入所判定委員会運営要綱
4	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会	18 (15)	3	16. 7%	2年	H29. 4. 1 - H31. 3. 31	健康長寿課	あわら市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議設置要網
5	要保護児童対策地域協議会	19 (19)	6	31.6%	2年	H29. 4. 1 - H31. 3. 31	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会設置要綱
6	地域公共交通会議	25 (24)	1	4.0%	2年	H28. 4. 1 - H30. 3. 31	生活環境課	あわら市地域公共交通会議設置要綱
7	あわら市空家等対策協議会	14 (14)	1	7. 1%	2年	H29. 2. 1 H30. 1. 31	生活環境課	あわら市空家等対策協議会条例
8	芦原温泉駅周辺賑わい創出協議会	19 (0)	4	21. 1%	1年	H29. 5. 25 H30. 3. 31	新幹線まちづくり課	芦原温泉駅周辺賑わい創出協議会設置要網
	小計	126 (82)	26	20. 6%				

〇あわら市男女共同参画推進条例(抜粋)

第3章 あわら市男女共同参画審議会

(設置)

- 第15条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するため、あわら市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 基本計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。 (組織等)
- 第17条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 教育関係者
 - (2) 企業関係者
 - (3) 地域の代表者
 - (4) 関係団体の代表者
 - (5) 知識経験を有する者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはな らない。
- 4 審議会に、男女共同参画の推進に関する特別の事項又は専門的な分野について調査研究を行うため、専門部会を置くことができる。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、その職務を代理する。

(会議)

- 第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。 第4章 補則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成21年5月26日条例第26号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。